

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 5月 2日

船 橋 市 長 殿



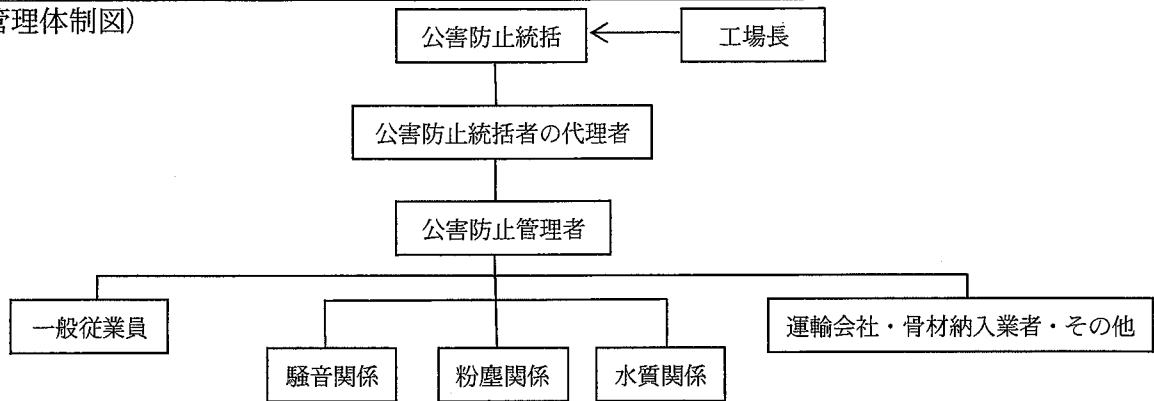
提出者 本間 吉徳
住 所 千葉県船橋市日の出1-18-2
氏 名 京葉アサノコンクリート株式会社
代表取締役社長 木伏 正克
電話番号 047-431-8115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	京葉アサノコンクリート株式会社 船橋工場
事業場の所在地	千葉県船橋市日の出2-18-1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類:製造業 小分類:レディーミクストコンクリート製造業
② 事業の規模	前年度の製造出荷額 7億 3千300万円
③ 従業員数	8人(正社員8人)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	製造・出荷工場 → コンクリートがら → 委託処理 (再生利用業者で処理)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	排出量	4588.92t	t
	(これまでに実施した取組) コンクリートの品質向上に努め返品ロスを少なくし、発注されるコンクリートの正確な数量を現場より発注してもらい、廃棄ロスを少なくしている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	排出量	5000t	t
	(今後実施する予定の取組) 昨年同様、現場との連絡を密にし、計画の変更ミスをなくす。又、自社での目標達成は難しいので、現場からの正確な数量の注文連絡を密にして廃棄を減らす。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 戻りコンの為、分別についてはなし。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度(令和 6 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自社処理はない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度(令和 6 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自社処理はない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自社処理はない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 同上。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	全処理委託量	4588.92t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	4588.92t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 現場より余分に発注された戻りコンクリートについては、自社での減量は難しいので、昨年に引き続き、正確な数量を現場より発注し、連絡を密にする事を徹底した。(本当にその数量でいいのか再確認した。)		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートがら	
	全 処 理 委 託 量	5000t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	5000t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) コンクリートの品質管理向上を昨年に続き力を入れる。また、自社だけでは 目標達成は難しいので、現場より正確な数量の注文をしてもらうように依頼 し、再度確認をして連絡を徹底する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の1第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 5 月 2日

船 橋 市 長 殿



提出者 本間 吉徳
住 所 千葉県船橋市日の出2丁目18番1号
氏 名 京葉アサノコンクリート株式会社
代表取締役社長 木伏 正克
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 047-431-8115

6
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和~~4~~⁶年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

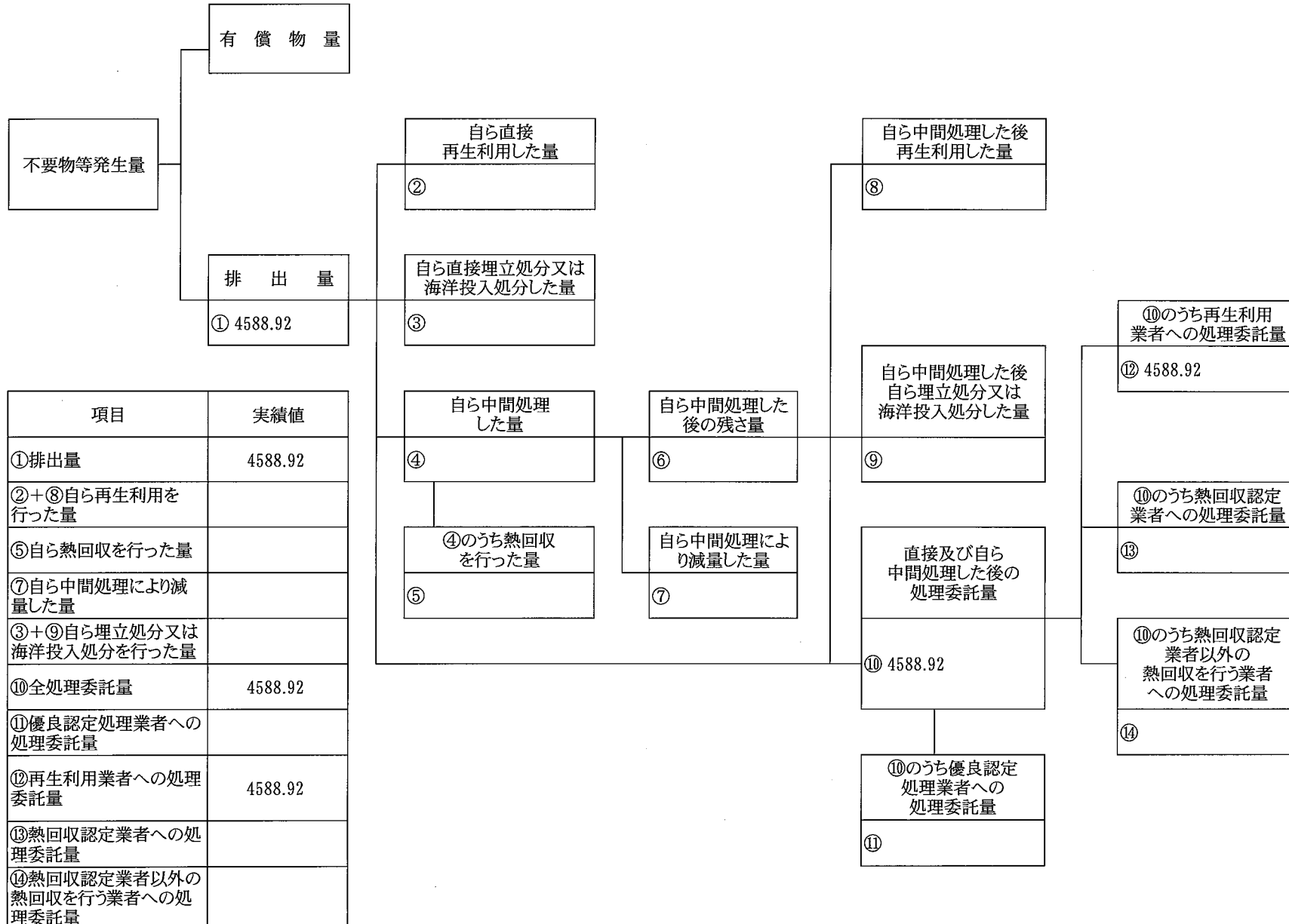
事業場の名称	京葉アサノコンクリート 株式会社 船橋工場
事業場の所在地	千葉県船橋市日の出2丁目18番1号
事業の種類	大分類:製造業 小分類:レディーミクストコンクリート製造業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	5000t	全処理委託量	5000t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	5000t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : コンクリートがら)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、記入しないこと。